

指定管理者制度導入に伴う児童館条例の改正に当たり、 パブリック・コメント手続を実施しなかった理由

1 指定管理者制度について

地方自治体が設置する公の施設の管理運営には、従来から地方自治法の規定に基づき、大きく二つの手法があります。その一つは町の職員を配置して直営で管理運営する方法、もう一つは町が管理運営を全面的に委託する「管理委託制度」と呼ばれる方法です。

本町では、公の施設のうち、心身障害者作業所（ありんこ作業所）と児童館（行政区単位で16か所）については、施設の効率的・効果的な管理運営を行うため、この管理委託制度を活用し、ありんこ作業所は社会福祉協議会に、児童館は地元の行政区にそれぞれ管理運営を委託しています。

この管理委託制度は、従来、都市整備公団、農業協同組合、自治会などのように公共的な活動を営む団体への委託に限定されていましたが、平成15年6月の地方自治法の改正（同年9月施行）に伴い、これまでの管理委託制度に替わって、株式会社やNPO法人など民間事業者等を含め、地方公共団体が指定するもの（「指定管理者」）に管理を行わせることができる制度が創設されました。

この制度は、「官から民」への構造改革の下、簡素で効率的な行政運営と多様化する住民ニーズに的確に対応するためには、公の施設の管理に民間事業者等を参入させることにより、民間事業者等の有するノウハウやアイデアを広く活用することが有効であるという考え方に基づいて導入されたもので、施設の管理経費節減と利用者に対するサービスの向上に寄与するものと期待されています。

2 指定管理者制度の導入手続と改正地方自治法の経過措置

指定管理者制度を導入する場合の手続は、まず導入しようとする公の施設の条例を改正して、管理の基準や委託する業務の範囲などの基本的な事項を定めます。その後、通常は指定管理者の公募・選定作業を行い、最終的には議会において指定管理者となる団体や指定の期間について議決して、指定管理者による施設の管理運営業務がスタートします。（詳しくは町ホームページの「行政改革と行政評価」の中の「指定管理者制度の導入」をご覧ください。）

次に、平成15年6月に地方自治法が改正された際に経過措置が設けられ、従来の管理委託制度に基づいて管理運営を委託している施設（本町では、ありんこ作業所と児童館）については、指定管理者制度に移行するための条例整備や指定管理者の選定などの準備作業を考慮し、改正地方自治法の施行日から3年を経過する日（平成18年9月）までに移行を完了しなければならないことになっています。

したがって、平成18年9月以降は、従来型の管理委託制度による管理方式を継続することはできないため、指定管理者制度への移行を前提として準備を進め

ることになります。もし委託を継続できない特別な事情があれば、直営方式に戻す以外に選択の余地はないことになります。

3 指定管理者制度導入に係る町の方針

ありんこ作業所と児童館については、上記の経過措置期間内で指定管理者制度への移行を完了するための準備を進めていますが、準備の都合上、心身障害者作業所条例はすでに本年9月議会定例会に改正案を提出し、また児童館条例は本年12月議会定例会に改正案を提出する予定となっています。

その後、ありんこ作業所については公募・選定作業を行った上で指定管理者を決定し、また児童館については地域の人材を活用した管理運営が最も事業効果が期待できる施設であるため、公募をしないで現行の行政区を指定管理者として指定することとし、両施設とも平成18年3月議会に指定管理者の指定に係る議案を提出、同年4月から指定管理者による管理運営をスタートさせる予定となっています。

なお、その他の現在、直営で管理運営している保育園、公民館、体育施設、都市公園などの施設については、愛川町行政改革大綱に定める民間委託推進の一環として、平成17年2月に策定した「公の施設の指定管理者制度導入に関する基本指針」に基づき、各施設ごとに指定管理者による管理運営が可能か否かについて調査検討し、よりよい施設管理のあり方についての方向性を見出していく予定です。（詳しくは町ホームページの「行政改革と行政評価」の中の「指定管理者制度の導入」をご覧ください。）

4 指定管理者制度導入の際のパブリック・コメント手続

指定管理者制度の導入に際しては、施設ごとに指定管理者の業務範囲等を規定するための条例改正を行う必要がありますが、本町では自治基本条例において、「①基本的な制度を定める条例」又は「②町民等に義務を課し、又は権利を制限する条例」の制定・改廃を行うときには、パブリック・コメント手続を実施しなければならない旨、規定されております。

そこで、この条例改正がパブリック・コメント手続の対象となるか否かを判断しなければなりません。

まず、この指定管理者制度の導入に係る条例が上記の①又は②に該当するかという点ですが、今回の児童館条例のような公の施設条例は、住民の方が施設を利用する際の権利を制限したり、損害賠償などの義務を課すなどの規定があることから判断して、上記②の条例に該当するものと思われます。

しかし、今回のようなパブリック・コメント手続の場合、その意義・目的は、児童館の管理について直営方式又は指定管理者制度のどちらが適正であるかを意見募集することにあります。そもそも今回の条例改正は地方自治法改正の経過措置に基づき、従来の管理委託制度から指定管理者制度に移行するためのもの

であり、いわば法律改正により「委託の仕組み」は変わったものの、「委託の枠組み」、すなわち、施設管理の実態そのものは何ら変わるものではありません。

また、今後の施設管理のあり方を検証してみても、限られた職員数、事務の効率性や経費面などから、「委託から直営」に戻すことは極めて困難であり、民間委託の一層の推進を図る、これからの時代に逆行するものと言わざるを得ないと考えます。

さらに、本施設は、効率的・効果的な管理運営を行うため、従来から管理委託制度を採用してきたことから考えても、町では以前から既に直営方式では行わない旨の方針決定がされているものと言えます。

特に、児童館のような地域密着型の施設は、地域の人材を活用した管理運営が最も事業効果が期待できる施設であり、現行の行政区以外の団体が管理運営することは利用の実態から判断して難しいものと思われれます。

こうした理由から、愛川町自治基本条例第19条第2項のパブリック・コメント手続を実施しないことができる要件の一つとして、本件は同項第3号に規定する「法令の制定又は改廃に伴うもの」に該当するものと判断し、パブリック・コメント手続は実施しないこととし、同項後段に規定する実施しなかった理由をお知らせするものです。

ただし、現在、直営方式により管理運営している他の公の施設については、今後、各施設ごとに指定管理者制度導入の可否について調査検討を進めていきますが、これらの施設に係る制度導入の可否は各市町村の任意事項であるため、その方針決定を行う時点で、個々の施設ごとにその都度パブリック・コメント手続により、町民みなさんのご意見を求めていくこととしますので、申し添えます。